



お知らせ

登記、道路、河川、郵便、窓口サービス等の業務です。

会場 産業研修ホール

日時 3月17日(水)13時～16時
行政相談委員 堀口 妥 氏

住宅手当を支給します

離職により住居を失つた方

対象者 支給申請時に次の全

①過去2年以内に離職した方

②離職前に主として世帯の生

計を維持していた方

③就労能力と意欲があり公共職業

安定所に求職の申込みを行つ方

④住居を失つた、又は失うおそ

れがある方(持ち家の方は対

象となりません)

⑤原則として収入のない方。た

だし、臨時の収入がある場

合には、生計を一とする同居

親族の申請する月の収入合

計が単身世帯の場合8万4

千円以下、複数世帯の場合17

万2千円以下、預貯金の合計

が単身世帯50万円以下、複数

世帯百万円以下で国の住宅

喪失離職者などへの雇用施

策の貸付や給付または生活

保護を受けていない方

支給額 (家賃相当分)月額単

身世帯2万4千円以内、複数

世帯3万1千円以内

定期行政相談

広報広聴係 ☎ 32-1834

申込み及び問合せ

内 容 市民と市長が懇談します

日 時 3月23日(火)18時～

受 付 3月8日(月)～12日(金)

行政・公共

こんばんは市長室

public

支給期間 申請月の翌月以降
6ヶ月間

その他 支給が決定した方は、
支給期間中に就職に向けた
次の就職活動が義務付けら
れます。

す。ただし、診断前の6ヶ月間に
アルコールを摂取している方等
は対象とはなりません。
※チャイルド・ピュー分類(肝機
能障害に関する国際的指標)
ミニ値、プロトロンビン時間、
血清総ビリルビン値によつて
肝臓機能障害の重症度をA・
B・C(最重度)の3段階で評価
します。

肝性脳症、腹水、血清アルブ
ミン値、プロトロンビン時間、
血清総ビリルビン値によつて
肝臓機能障害の重症度をA・
B・C(最重度)の3段階で評価
します。

①毎月1回以上、公共職業安定
所での就業相談
②毎月2回以上、市へ就職活動
の報告

申請及び問合せ

保護係 ☎ 32-2216

申請手続き

身体障害者手帳の交付申請
肝機能障害が追加されました

申請には身体障害者福祉法第
15条医師(指定医)が作成した所
定の診断書が必要です。

平成22年4月から身体障害者
手帳の交付対象に肝機能障害が
追加されることになりました。

手帳の交付を受けるためには申
請が必要です。

申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳交付申請書
(新規の方)、再交付申請書(追加
の方)
- ・指定医が作成した身体障害者
診断書・意見書
- ・写真(たて4センチ、よこ3セ
ンチ)
- ・印鑑(シャチハタ不可)
- ・現在お持ちの身体障害者手帳
(追加の方)

交付対象者 次のいずれかに該 当する方

- ・重症化した肝機能障害が一定
期間継続し、日常生活活動に
著しい制限を受けている方
- ・肝移植を受け、抗免疫療法
を実施している方

◎重症度の判定基準について

- ・主として肝機能障害の重症
度分類であるチャイルド・
ピュー分類によって判定します。

地域福祉係 ☎ 32-2216

3ヶ月以上グレードCに該当す
る方が、概ね交付対象となりま
す。

す。ただし、診断前の6ヶ月間に
アルコールを摂取している方等
は対象とはなりません。
※チャイルド・ピュー分類(肝機
能障害に関する国際的指標)
ミニ値、プロトロンビン時間、
血清総ビリルビン値によつて
肝臓機能障害の重症度をA・
B・C(最重度)の3段階で評価
します。

まごころ商品券
市内102店舗にてご利用できます

お買いものは必ず商店で購入して下さい

広報あかびら

Public information Advertising

広告を募集しています！

申込みは広報広聴係 ☎ 32-1834 まで

①
融雪期の災害に
ご注意ください

防災・危機管理・e-カレッジ
<http://www.e-college.fdma.go.jp/op.html>

平成22年度の少額工事等
(物品)の参加受付

春に向け気温の上昇により、屋根からの落雪による事故やなだれの発生、土砂災害、融雪水により河川が増水するおそれなどがありますので十分に注意してください。

つきましては、融雪出水期における気象情報等に注意し、非常時の持ち出し品の準備や避難場所を確認するなど、防災態勢に万全を期されますようお願いします。

北海道防災情報

<http://www2.bousai-hokkaido.jp/>

問合せ 消防本部防災係

☎ 32-3181

防災・危機管理 e-カレッジ
ぜひご覧ください！

市では、平成22年度において発注する少額工事等（50万円未満の工事等）又は、少額物品（20万円未満の物品）の契約の参加を希望する業者の方を次のとおり受付けます。

なお、平成22年度の建設工事・物品契約等の指名願いを提出している業者の方は必要ありません。

提出書類 指定様式（契約管財係にあります）に納税証明書、納税状況確認書を添付

受付期間 3月1日(月)～31日(水)

契約管財係

☎ 32-2211

受付・問合せ

赤平市保養サービス事業
カードから券に変わります

高齢者(65歳以上対象の健康増進を目的に実施しております赤平市保養サービスカードが、平成22年4月1日から保養サービス

券(切り離し式)に変わります。

防災業務に携わる方だけなく、広く住民の皆さんにも災害への認識や必要な知識、技術を習得できるよう様々な内容から構成されています。

総務省消防厅

交付申請手続き

◎すでに保養サービスカードを持っている方

負う事例が発生しています。
酸素自身は燃えませんが、燃焼を助長する支燃性物質のため、た

り替え手続きをして保養サービ

ス登録証を発行し、合わせて22年度分の保養サービス券を交付します。

・3月末で未利用の月分は利用できなくなりますのでご了承ください。

・年度途中での交付申請は、申請のあつた月からの枚数を交付します。

・新規申請の方

・氏名、年齢等を確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）の提示が必要です。

・年度途中での新規申請は、申

請のあつた月からの枚数を交

付します。

・共通事項

・保養サービス券ご利用は、対象者本人のみです。

・交付申請手続き及び新規申請は本人以外できません。

・切替え手続きは、エルム高原温泉ゆったり☎ 34-2155で行います。

・警察では、国際テロや大規模な暴動等を未然に防止するため、多数の警察官による警戒や検問等を実施し、会場周辺では、交通規制を行います。

・このため、行き先をお尋ねしたり、持ち物や車のトランクの中等を見せていただいたりすることがあります。

・また、不審者、不審物件などを見かけたときは、110番または赤穂警察署☎ 32-0110まで通報をお願いします。

・酸素吸入中は、絶対に火気を取扱わない。

・酸素吸入中は喫煙しない。喫煙中の人にも近寄らない。

・火気を取扱う場合や喫煙する場合は、必ず酸素の供給を停止してから行う。

・酸素濃縮装置等は、正しく使

用すれば安全な装置です。医師の指示を守って、安心して治療を受けてください。

・警察では、国際テロや大規模な暴動等を未然に防止するため、多数の警察官による警戒や検問等を実施し、会場周辺では、交通規制を行います。

・このため、行き先をお尋ねし

たり、持ち物や車のトランクの

中等を見せていただいたりする

ことがあります。

・また、不審者、不審物件などを

見かけたときは、110番または

赤穂警察署☎ 32-0110ま

で通報をお願いします。

市では、平成22年度において

発注する少額工事等（50万円未

満の工事等）又は、少額物品（20

万円未満の物品）の契約の参加

を希望する業者の方を次のとおり受付けます。

なお、平成22年度の建設工事・

物品契約等の指名願いを提出して

いる業者の方は必要ありません。

提出書類 指定様式（契約管財係にあります）に納税証明書、納税状況確認書を添付

受付期間 3月1日(月)～31日(水)

契約管財係

☎ 32-2211

受付・問合せ

赤平市保養サービス事業
カードから券に変わります

高齢者(65歳以上対象の健康増進を目的に実施しております赤平市保養サービスカードが、平成22年4月1日から保養サービス

券(切り離し式)に変わります。

防災業務に携わる方だけなく、広く住民の皆さんにも災害への認識や必要な知識、技術を習得できるよう様々な内容から構成されています。

総務省消防厅

交付申請手続き

◎すでに保養サービスカードを持っている方

負う事例が発生しています。
酸素自身は燃えませんが、燃焼を助長する支燃性物質のため、た

り替え手続きをして保養サービ

ス登録証を発行し、合わせて22年度分の保養サービス券を交付します。

・3月末で未利用の月分は利用できなくなりますのでご了承ください。

・年度途中での交付申請は、申請のあつた月からの枚数を交付します。

・新規申請の方

・氏名、年齢等を確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）の提示が必要です。

・年度途中での新規申請は、申

請のあつた月からの枚数を交

付します。

・共通事項

・保養サービス券ご利用は、対象者本人のみです。

・交付申請手続き及び新規申請は本人以外できません。

・切替え手続きは、エルム高原温泉ゆったり☎ 34-2155で行います。

・警察では、国際テロや大規模な暴動等を未然に防止するため、多数の警察官による警戒や検問等を実施し、会場周辺では、交通規制を行います。

・このため、行き先をお尋ねし

たり、持ち物や車のトランクの

中等を見せていただいたりする

ことがあります。

・また、不審者、不審物件などを

見かけたときは、110番または

赤穂警察署☎ 32-0110ま

で通報をお願いします。

・酸素吸入中は、絶対に火気を取扱わない。

・酸素吸入中は喫煙しない。喫煙中の人にも近寄らない。

・火気を取扱う場合や喫煙する場合は、必ず酸素の供給を停

止してから行う。

・酸素濃縮装置等は、正しく使

用すれば安全な装置です。医師の指示を守って、安心して治療を受けてください。

・警察では、国際テロや大規模な暴動等を未然に防止するため、多数の警察官による警戒や検問等を実施し、会場周辺では、交通規制を行います。

・このため、行き先をお尋ねし

たり、持ち物や車のトランクの

中等を見せていただいたりする

ことがあります。

・また、不審者、不審物件などを

見かけたときは、110番または

赤穂警察署☎ 32-0110ま

で通報をお願いします。

・酸素吸入中は、絶対に火気を取扱わない。

・酸素吸入中は喫煙しない。喫煙中の人にも近寄らない。

・火気を取扱う場合や喫煙する場合は、必ず酸素の供給を停

止してから行う。

・酸素濃縮装置等は、正しく使

用すれば安全な装置です。医師の指示を守って、安心して治療を受けてください。

・警察では、国際テロや大規模な暴動等を未然に防止するため、多数の警察官による警戒や検問等を実施し、会場周辺では、交通規制を行います。

・このため、行き先をお尋ねし

たり、持ち物や車のトランクの

中等を見せていただいたりする

ことがあります。

・また、不審者、不審物件などを

見かけたときは、110番または

赤穂警察署☎ 32-0110ま

で通報をお願いします。

・酸素吸入中は、絶対に火気を取扱わない。

・酸素吸入中は喫煙しない。喫煙中の人にも近寄らない。

・火気を取扱う場合や喫煙する場合は、必ず酸素の供給を停

止してから行う。

・酸素濃縮装置等は、正しく使

用すれば安全な装置です。医師の指示を守って、安心して治療を受けてください。

・警察では、国際テロや大規模な暴動等を未然に防止するため、多数の警察官による警戒や検問等を実施し、会場周辺では、交通規制を行います。

・このため、行き先をお尋ねし

たり、持ち物や車のトランクの

中等を見せていただいたりする

ことがあります。

・また、不審者、不審物件などを

見かけたときは、110番または

赤穂警察署☎ 32-0110ま

で通報をお願いします。

・酸素吸入中は、絶対に火気を取扱わない。

・酸素吸入中は喫煙しない。喫煙中の人にも近寄らない。

・火気を取扱う場合や喫煙する場合は、必ず酸素の供給を停

止してから行う。

・酸素濃縮装置等は、正しく使

用すれば安全な装置です。医師の指示を守って、安心して治療を受けてください。

・警察では、国際テロや大規模な暴動等を未然に防止するため、多数の警察官による警戒や検問等を実施し、会場周辺では、交通規制を行います。

・このため、行き先をお尋ねし

たり、持ち物や車のトランクの

中等を見せていただいたりする

ことがあります。

・また、不審者、不審物件などを

見かけたときは、110番または

赤穂警察署☎ 32-0110ま

で通報をお願いします。

・酸素吸入中は、絶対に火気を取扱わない。

・酸素吸入中は喫煙しない。喫煙中の人にも近寄らない。

・火気を取扱う場合や喫煙する場合は、必ず酸素の供給を停

止してから行う。

・酸素濃縮装置等は、正しく使

用すれば安全な装置です。医師の指示を守って、安心して治療を受けてください。

・警察では、国際テロや大規模な暴動等を未然に防止するため、多数の警察官による警戒や検問等を実施し、会場周辺では、交通規制を行います。

・このため、行き先をお尋ねし

たり、持ち物や車のトランクの

中等を見せていただいたりする

ことがあります。

・また、不審者、不審物件などを

見かけたときは、110番または

赤穂警察署☎ 32-0110ま

で通報をお願いします。

・酸素吸入中は、絶対に火気を取扱わない。

・酸素吸入中は喫煙しない。喫煙中の人にも近寄らない。

・火気を取扱う場合や喫煙する場合は、必ず酸素の供給を停

止してから行う。

・酸素濃縮装置等は、正しく使

用すれば安全な装置です。医師の指示を守って、安心して治療を受けてください。

・警察では、国際テロや大規模な暴動等を未然に防止するため、多数の警察官による警戒や検問等を実施し、会場周辺では、交通規制を行います。

・このため、行き先をお尋ねし

たり、持ち物や車のトランクの

中等を見せていただいたりする

ことがあります。

・また、不審者、不審物件などを

見かけたときは、110番または

赤穂警察署☎ 32-0110ま

で通報をお願いします。

・酸素吸入中は、絶対に火気を取扱わない。

・酸素吸入中は喫煙しない。喫煙中の人にも近寄らない。

・火気を取扱う場合や喫煙する場合は、必ず酸素の供給を停

止してから行う。

・酸素濃縮装置等は、正しく使

用すれば安全な装置です。医師の指示を守って、安心して治療を受けてください。

・警察では、国際テロや大規模な暴動等を未然に防止するため、多数の警察官による警戒や検問等を実施し、会場周辺では、交通規制を行います。

・このため、行き先をお尋ねし

たり、持ち物や車のトランクの

中等を見せていただいたりする

ことがあります。

・また、不審者、不審物件などを

見かけたときは、110番または

赤穂警察署☎ 32-0110ま

で通報をお願いします。

・酸素吸入中は、絶対に火気を取扱わない。

・酸素吸入中は喫煙しない。喫煙中の人にも近寄らない。

・火気を取扱う場合や喫煙する場合は、必ず酸素の供給を停

止してから行う。

・酸素濃縮装置等は、正しく使

用すれば安全な装置です。医師の指示を守って、安心して治療を受けてください。

・警察では、国際テロや大規模な暴動等を未然に防止するため、多数の警察官による警戒や検問等を実施し、会場周辺では、交通規制を行います。

・このため、行き先をお尋ねし

たり、持ち物や車のトランクの

中等を見せていただいたりする

ことがあります。

・また、不審者、不審物件などを

見かけたときは、110番または

赤穂警察署☎ 32-0110ま

で通報をお願いします。

・酸素吸入中は、絶対に火気を取扱わない。

・酸素吸入中は喫煙しない。喫煙中の人にも近寄らない。

**①水洗便所等改造資金
融資あつせん制度**

市では、汲み取り便所を水洗便所に改造工事される方及び排水設備工事をされる方を対象に、一日も早く下水道に接続していだくため、必要な資金の融資あつせんを行っています。

融資あつせんの対象
既存の便所を水洗化する改造工事及び排水設備の設備工事をされる方(法人・団体・官公庁及び営業用は対象外となります。)

融資あつせんの条件
○処理区域内に住宅を所有しているか、所有者の同意を得た居住者

融資あつせんの条件
○市税、水道料金、下水道事業受益者負担金を滞納していない方

○自己資金のみでは工事費を一時的に負担することが困難な方
○融資を受けた資金の償還について十分な支払能力を有する方

○赤平市内に確実な連帯保証人がある方

資金の限度額

工事に要した費用の範囲内で

○既存の便所を水洗化する改造工事(1基につき40万円(2基まで)(排水設備の設置工事を含む))

○排水設備の設置工事(1戸につき10万円)

※1基の改造費が40万円に満たない場合は、工事費の全額ですが、3万円未満は融資あつせんはいたしません。

償還方法

○資金の融資を受けた翌月から40ヶ月以内で元金均等払いとし、1回の返済額は5千円以上とします。

(利子相当分は市が負担します。)

融資の手続き
市が指定する下水道排水設備工事指定業者が融資の手続きを行ってくれます。工事の申込みの際に指定業者へ申し出てください。

※資金の融資あつせん等について詳しく述べてお問い合わせください。

モニター区間 豊橋下流250mから虹かけ橋上流800mまで

委嘱期間 4月から1年間

応募方法 官製はがきに氏名、住所、年齢、生年月日、職業、電話番号、郵便番号及び希望するモニター区間を記入し「河川愛護モニター希望」と明記の上、石狩川開発建設部「河川愛護モニター募集係」(〒060-18541、札幌市中央区北2西19、☎011-621-1541)へ郵送ください。

応募締切 3月5日(金)必着

第1回定例会を次の日程で開催の予定ですので、希望される方は、ぜひ傍聴してください。

日 程

3月4日(木) 開会(市政執行方針演説議案の上程、提案理由の説明など)

3月5日(金) 休会(常任委員会)

3月8日(月)～10日(水)

休会(議案調査日)

3月11日(木)～12日(金)

一般質問

3月15日(月)～18日(木)

※他の専門学校は貸付できません。
申込み 学校教育係 ☎32-18222
3月19日(金)
委員長報告、質疑、討論、採決、閉会場所 市役所3階議事堂傍聴席
※なお、日程が変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

募 集 recruit

**①選学生を募集しています
保護者学生への融資制度**

応募資格 20歳以上で空知川に接する機会が多い健康な方

業務内容 空知川に関する各種情報

情報月1回程度報告する

応募方法 23年3月までに大学を卒業する見込みの方または、同等の資格があると人事院が認める方

受付期間 平成元年4月1日以降生まれの方②平成元年4月2日以降生まれの方

試験日 2次：6月13日

問合せ 労働基準監督署 ☎22-2191

休会(予算審査特別委員会)
3月19日(金)
委員長報告、質疑、討論、採決、閉会場所 市役所3階議事堂傍聴席
※なお、日程が変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

他の専門学校は貸付できません。
申込み 学校教育係 ☎32-18222
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

試験日 1次：6月13日
2次：7月20日～27日
問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

労働基準監督官採用試験

受験資格 ①昭和56年4月2日～

試験日 1次：6月13日

問合せ ☎22-2140

3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

労働基準監督官採用試験

受験資格 ①昭和56年4月2日～

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

労働基準監督官採用試験

受験資格 ①昭和56年4月2日～

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

労働基準監督官採用試験

受験資格 ①昭和56年4月2日～

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

労働基準監督官採用試験

受験資格 ①昭和56年4月2日～

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

労働基準監督官採用試験

受験資格 ①昭和56年4月2日～

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

労働基準監督官採用試験

受験資格 ①昭和56年4月2日～

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

労働基準監督官採用試験

受験資格 ①昭和56年4月2日～

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

労働基準監督官採用試験

受験資格 ①昭和56年4月2日～

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

労働基準監督官採用試験

受験資格 ①昭和56年4月2日～

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

労働基準監督官採用試験

受験資格 ①昭和56年4月2日～

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

労働基準監督官採用試験

受験資格 ①昭和56年4月2日～

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

労働基準監督官採用試験

受験資格 ①昭和56年4月2日～

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

労働基準監督官採用試験

受験資格 ①昭和56年4月2日～

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

労働基準監督官採用試験

受験資格 ①昭和56年4月2日～

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

労働基準監督官採用試験

受験資格 ①昭和56年4月2日～

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

労働基準監督官採用試験

受験資格 ①昭和56年4月2日～

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

労働基準監督官採用試験

受験資格 ①昭和56年4月2日～

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

労働基準監督官採用試験

受験資格 ①昭和56年4月2日～

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

労働基準監督官採用試験

受験資格 ①昭和56年4月2日～

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

労働基準監督官採用試験

受験資格 ①昭和56年4月2日～

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

労働基準監督官採用試験

受験資格 ①昭和56年4月2日～

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

労働基準監督官採用試験

受験資格 ①昭和56年4月2日～

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

労働基準監督官採用試験

受験資格 ①昭和56年4月2日～

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

試験日 1次：6月13日

問合せ 滝川税務署 ☎22-2140
3月19日(金)
のうち指定する日
受付期間

労働基準監督官採用試験

受験資

